

豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対して、その転用に要する費用の一部を市が補助することにより、資源の有効利用、降雨時における下水道施設への負担軽減を図り、及び貯水活用することにより上水道への負担軽減を図るため、市の予算の範囲内で交付する豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条において浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) 排水設備 豊川市下水道条例（昭和55年条例第16号）第2条第5号に規定する排水設備をいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に関連する給排水設備で、貯留した雨水を散水等として利用するための施設をいう。
- (4) 改造工事 下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用・改造するために行う浄化槽内部の清掃、不用部品の撤去、仕切り板の穴空け、雨水集水配管及び雨水管の取り付け、ポンプ本体の購入費用及びポンプの設置に係る工事のことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金を交付する対象者は、個人に限ることとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 排水設備を設置することで、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用す

るための改造工事を行おうとする者

(2) 居住地において浄化槽転用工事を行おうとする者

(3) 東三河都市計画豊川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年8月27日豊川市条例第29号。）第4条に規定する下水道事業受益者負担金、豊川市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例（平成11年3月24日条例第19号。）6条に規定する下水道事業受益者分担金及び市税の滞納が無い者

(4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、改造工事費総額（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の2の額とし、100,000円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、改造工事開始の20日前までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の交付申請書を申請順に受け付けるものとする。ただし、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止することとする。

4 規則第4条第2項第4号に指定する添付書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 改造工事の図面（配管経路図等）

(2) 改造工事見積書の写し

(3) 誓約書（様式第2号）

（交付の決定及び通知等）

第6条 市長は前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受け取った日から起算して、10日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第8条 第6条により補助金交付決定を受けた者が補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)による。

(実績の報告)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、豊川市槽雨水貯留施設転用費補助金実績報告書(様式第6号)とする。

2 前項の報告書は、改造工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 改造工事完了後の配管図

(2) 改造工事完了後の写真

(3) 補助事業に要した費用の請求書又は領収書で、補助金交付決定を受けた者の名前が明記されたもの

(交付額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定により行う通知は、豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書(様式第7号)による。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知)

第12条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付

決定取消通知書（様式第9号）による。

（維持管理）

第13条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設の利用者は当該施設が正常に機能するよう、施設の適正な維持管理に努めることとし、改造工事完了後において雨水貯留施設自体の変形、破損、浮き上がり等、雨水貯留施設の異常が原因でその他のものに事故、被害等が生じても豊川市はその責を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。